

令和4年（2022年）6月24日

会員各位

つくばスマートシティ協議会

議案書

会長より以下の議案について提案がありましたので、審議をお願いいたします。

令和4年度定時総会

報告事項

報告第1号 「つくばスーパーサイエンスシティ構想について」

決議事項

第1号議案 「規約の改正について」

資料1-1 規約改正概要

資料1-2 規約改正新旧対照表

第2号議案 「令和3年度事業報告及び決算について」

資料2-1 令和3年度事業報告書

資料2-2 令和3年度一般会計決算

資料2-3 令和3年度一般会計主帳簿

資料2-4 令和3年度特別会計決算

資料2-5 令和3年度特別会計主帳簿

資料2-6 監査報告書

第3号議案 「令和4年度事業計画及び予算について」

資料3-1 令和4年度事業計画書

資料3-2 令和4年度予算

第4号議案 「理事及び監事の選任について」

資料4 理事及び監事の選任について

第1号議案

資料1-1

項目	現状	改正内容	改正理由	参照条文
協議会所掌事業の改正	<ul style="list-style-type: none"> 協議会の事業は、「スマートシティの構築に関すること」、「その他協議会の目的を達成するために必要なこと」 	<ul style="list-style-type: none"> 協議会の所掌事業に、「つくばスーパーサイエンスシティ構想の推進に関すること」を明記 	<ul style="list-style-type: none"> つくば市がスーパーシティ型国家戦略特別区域に指定されたことを受け、協議会としても「つくばスーパーサイエンスシティ構想」の実現に向けた取組を実施していくため 	<p>(改正前) 第3条 (改正後) 第3条</p>
会費制の導入	<ul style="list-style-type: none"> 会費は無料 協議会の収入源は国交省事業の地域負担金のみで、協議会活動に最低限必要な事務費（振込手数料、郵送料等）に充てられない 令和4年度の繰越事務費：15,300円 	<ul style="list-style-type: none"> 会費として年会費を導入 年会費の徴収は令和5年度から 年会費の額は、300,000円（中小企業等は100,000円） 任意退会の規定を追加 協議会が解散する際の残余財産の取扱について規定 	<ul style="list-style-type: none"> 会費は、事務費や事務局機能の業務委託やデータ連携基盤の運用費への会費の充当を想定 	<p>(改正後) 第7条、第8条、第10条、第29条、第33条</p>
役員の選任	<ul style="list-style-type: none"> 協議会の役員は、充て職（常任幹事）と会長が指名する会員から推薦された者（幹事、監事）が就任 幹事及び監事は、会長指名であるため公平性及び透明性に欠ける 	<ul style="list-style-type: none"> 役員は総会の決議による選任と規定 自治体、大学及び研究機関、民間企業から10名以内の理事を選任 役員の任期や解任に関する規定を整備（一般社団法人の役員に関する規定を準用） 	<ul style="list-style-type: none"> 会費を徴収することにより、協議会運営の透明性がより求められてくるので、役員の選任、任期及び解任の手續についての透明化を図る 	<p>(改正前) 第9条 (改正後) 第15条から第18条まで</p>
幹事の名称変更		<ul style="list-style-type: none"> 常任幹事及び幹事を「理事」に改称 理事のうち1名を「理事長」として、理事会の議長となる 	<ul style="list-style-type: none"> 一般社団法人等における理事に準ずる役員として規定するため 	
幹事会の名称変更	<ul style="list-style-type: none"> 幹事会の職務が明確でなく、意思決定機関としての位置づけが不明確 幹事会は常任幹事が召集し、主宰する（常任幹事以外に開催の権限がない） 	<ul style="list-style-type: none"> 幹事会を「理事会」に改称 	<ul style="list-style-type: none"> 一般社団法人等における理事会に準ずる意思決定機関とするため 	<p>(改正前) 第11条から第15条まで (改正後) 第23条から第26条まで、第30条</p>
理事会の権限		<ul style="list-style-type: none"> 理事会には一般社団法人における理事会と同様の権限を付与（総会議案の審議、規約の制定及び改廃、暫定予算の承認） 理事会の開催や召集に関する規定の明確化 	<ul style="list-style-type: none"> 会費を徴収することにより、協議会運営の透明性がより求められてくるので、理事会の権限を明確しておく必要がある 理事会に4月から定時総会開催までの暫定予算の承認権限を付与することにより適切な予算執行に資する 	
理事会の開催及び召集		<ul style="list-style-type: none"> 理事会の開催や召集に関する規定の明確化 	<ul style="list-style-type: none"> 一般社団法人における理事会と同様の開催・召集手續とする（理事長以外の理事にも開催の権限がある等） 	
総会の開催及び召集	<ul style="list-style-type: none"> 総会は、会長が召集し、主宰する（会員に開催の権限がない） 	<ul style="list-style-type: none"> 総会の開催や召集に関する規定の明確化 	<ul style="list-style-type: none"> 一般社団法人における総会と同様の開催・召集手續とする（会長長以外の理事にも開催の権限がある） 	<p>(改正前) 第11条 (改正後) 第19条、第20条</p>

つくばスマートシティ協議会規約 新旧対照表

改正後	改正前
<p>第1章 総則 (名称)</p> <p>第1条 この会は、つくばスマートシティ協議会（以下「協議会」という。）と称する。</p> <p>(目的)</p> <p>第2条 協議会は、各機関が協力・連携して、筑波研究学園都市の都市基盤と科学技術イノベーションに対する市民の高い理解をSociety 5.0の実装フィールドとし、つくば地域の課題解決と都市機能の向上に資するため、デジタル・ロボティクス等最先端技術とこれに呼応する施策を連携させて形成する「つくばスマートシティ」の実現を目指す。民間活力を活かし、研究学園都市に集積する教育・研究機関の活動とも連動することで、つくばの競争力を高め、そこから新たな成長産業を創出する好循環を生み出し、便利で快適な人中心の未来都市モデルを構築する。これにより世界有数の筑波研究学園都市を擁するつくば市及び茨城県全体の持続的発展に寄与することを目的とする。</p> <p>(所掌)</p> <p>第3条 協議会は、前条の目的を達成するために次の事業を行う。</p> <p>(1) スマートシティの構築に関すること</p> <p>(2) <u>つくばスーパーサイエンスシティ構想の推進に関すること</u></p> <p>(3) <u>その他協議会の目的を達成するために必要なこと</u></p> <p>(組織)</p> <p>第4条 協議会は、前条の事業に関して、多角的に方向性を検討するため、最高運営会議を設置することができる。</p> <p>2 協議会に<u>理事会</u>を設置する。</p> <p>3 <u>理事会</u>は、必要に応じて分科会を設置することができる。</p> <p>4 協議会は、必要に応じて外部識者等を参加させることができる。</p> <p>第2章 会員 (会員)</p>	<p>第1章 総則 (名称)</p> <p>第1条 この会は、つくばスマートシティ協議会（以下「協議会」という。）と称する。</p> <p>(目的)</p> <p>第2条 協議会は、各機関が協力・連携して、筑波研究学園都市の都市基盤と科学技術イノベーションに対する市民の高い理解をSociety 5.0の実装フィールドとし、つくば地域の課題解決と都市機能の向上に資するため、デジタル・ロボティクス等最先端技術とこれに呼応する施策を連携させて形成する「つくばスマートシティ」の実現を目指す。民間活力を活かし、研究学園都市に集積する教育・研究機関の活動とも連動することで、つくばの競争力を高め、そこから新たな成長産業を創出する好循環を生み出し、便利で快適な人中心の未来都市モデルを構築する。これにより世界有数の筑波研究学園都市を擁するつくば市及び茨城県全体の持続的発展に寄与することを目的とする。</p> <p>(所掌)</p> <p>第3条 協議会は、前条の目的を達成するために次の事業を行う。</p> <p>(1) スマートシティの構築に関すること</p> <p>(2) <u>その他協議会の目的を達成するために必要なこと</u></p> <p>(組織)</p> <p>第4条 協議会は、前条の事業に関して、多角的に方向性を検討するため、最高運営会議を設置することができる。</p> <p>2 協議会に<u>幹事会</u>を設置する。</p> <p>3 <u>幹事会</u>は、必要に応じて分科会を設置することができる。</p> <p>4 協議会は、必要に応じて外部識者等を参加させることができる。</p> <p>第2章 会員 (会員)</p>

第5条 協議会の会員は、第2条の目的に賛同する企業、教育・研究機関、地方公共団体、その他の団体とする。

(入会)

第6条 協議会に入会しようとする者は、様式第1号の入会申込書により会長に申し込まなければならない。

2 入会は会長の承認をもって成立するものとする。

(年会費)

第7条 会員は、年会費を納入する義務を負う。ただし、国、国立大学法人等（国立大学法人及び大学共同利用機関法人をいう。）及び独立行政法人（国立研究開発法人を含む。）は、この限りでない。

2 前項の規定にかかわらず、地方公共団体は、年会費の額と同額以上の負担金を協議会に納入したときは、年会費を納入したものとみなす。

3 年会費の額は、300,000円とする。ただし、中小企業基本法（昭和三十八年法律第百五十四号）第2条に規定する中小企業者又は小規模企業者に該当する会員の年会費の額は、100,000円とする。

4 事業年度の中途に入会した当該事業年度の年会費は、年会費に入会承認があった日の属する月の翌月から起算した月数を乗じ、12で除して得た額とする。（端数がある場合は、十の位を四捨五入した額とする。）

5 会員は、協議会が発行する請求書により、請求書に定められた日までに年会費を一括納入しなければならない。

(任意退会)

第8条 会員は、様式第2号の退会届を会長に提出することにより、任意にいつでも退会することができる。

(除名)

第9条 会員が次のいずれかに該当するに至ったときは、総会の決議によって当該会員を除名することができる。

(1) この規約及び第25条第1項第2号に規定する規則その他の規程に違反したとき

(2) 協議会の名誉を毀損し、又は協議会の目的に反する行為をしたとき

(3) その他除名すべき正当な事由があるとき

第5条 協議会の会員は、第2条の目的に賛同する企業、教育・研究機関、地方公共団体、その他の団体とする。

(入会)

第6条 協議会に入会しようとする者は、様式第1号の入会申込書により会長に申し込まなければならない。

2 入会は会長の承認をもって成立するものとする。

(退会)

第7条 会員は、退会しようとするときは、その旨を様式第2号により会長に届けなければならない。

2 退会は、会長の承認をもって成立するものとする。

(除名)

第8条 会員が、協議会の名誉を毀損し、又は協議会の設立の目的に反する行為をしたときは、総会において会員の過半数の賛同を得られたときはこれを除名することができる。

(会員資格の喪失)

第10条 前2条に定める事由のほか、会員は、次のいずれかに該当したときは、その資格を喪失する。

- (1) 第7条の年会費の支払い義務が6月以上履行されなかったとき
- (2) 当該会員が解散したとき

第3章 会長及び参与

(会長)

第11条 協議会に会長2名を置く。

2 会長は、茨城県知事及びつくば市長の職にある者をもって充てる。

(会長の職務)

第12条 会長は、共同して会務を総理し、協議会を代表する。

(参与)

第13条 協議会に参与1名を置く。

2 参与は、筑波大学長の職にある者をもって充てる。

(参与の職務)

第14条 参与は、会長のいずれかに事故あるとき、又は欠けたときはその職務を代理する。

第3章 役員

(役員)

第9条 協議会に、次の役員を置く。

- (1) 会長 2名
- (2) 参与 1名
- (3) 常任幹事 2名
- (4) 幹事 4名以内
- (5) 監事 1名

2 会長は、茨城県知事及びつくば市長の職にある者をもって充てる。

3 参与は、筑波大学長の職にある者をもって充てる。

4 常任幹事は、茨城県産業戦略部技術振興局長及びつくば市政策イノベーション部長の職にある者をもって充てる。

5 幹事は、会長が指名する会員（教育・研究機関から2者以内、企業及びその他の団体から2者以内）をもって充て、指名を受けた会員は、所属職員の中から1名、幹事となるべき者を推薦するものとする。

6 監事は、会長が指名する会員をもって充て、指名を受けた会員は、所属職員の中から1名、監事となるべき者を推薦するものとする。

7 役員任期は1年とし、再任を妨げない。

(役員職務)

第10条 会長は、共同して協議会を代表し、会務を総理する。

2 参与は、会長のいずれかに事故あるとき、又は欠けたときはその職務を代理する。

3 常任幹事及び幹事は、協議会の目的を円滑に達成するため、必要な事務を執行する。

4 監事は、会務及び会計を監査する。

第4章 理事及び監事

(理事及び監事)

第15条 協議会に、次のとおり理事及び監事を置く。

(1) 理事 3名以上10名以内

(2) 監事 1名以上2名以内

2 理事及び監事は、総会の決議によって選任する。

3 理事のうち1名を理事長とし、理事会において選任する。

(理事及び監事の職務)

第16条 理事は、理事会を構成し、この規約で定めるところにより、職務を執行する。

2 監事は、会務及び会計を監査し、監査報告を作成する。

(理事及び監事の任期)

第17条 理事及び監事の任期は、選任後2年以内に終了する事業年度のうち最終のものに関する定時総会の終結の時までとする。

2 補欠又は増員として選任された理事の任期は、前任者及び在任理事の任期の満了する時までとする。

3 補欠又は増員として選任された監事の任期は、前任者の任期の満了する時までとする。

4 理事又は監事は、前条に定める定数に足りなくなるときは、任期の満了又は辞任により退任（解任及び資格の喪失を除く。）した後も、新たに選任された者が就任するまで、なお理事又は監事としての権利義務を有する。

(理事及び監事の解任)

第18条 理事及び監事は、総会の決議によって解任することができる。

2 前項の場合において、次のいずれかに該当するときは、当該理事又は監事にあらかじめ通知するとともに、解任の決議を行う総会において、当該理事又は監事に弁明の機会を与えなければならない。

(1) 心身故障のため職務の執行に堪えないと認められるとき

(2) 職務上義務違反その他理事及び監事としてふさわしくない行為があったと認められるとき

第5章 総会

第4章 会議

(開催)

第19条 総会は、定時総会及び臨時総会の2種とする。

2 定時総会は、毎年1回開催し、臨時総会は必要がある場合に随時開催する。

3 総会を開催する暇がないとき、若しくは社会情勢により召集が困難と認めるとき、又は軽微な事案の場合には、書面により総会を開催することができる。

4 総会の議長は、会長がこれに当たる。

(召集)

第20条 総会は、理事会の決議に基づき会長が召集する。

2 総会員の議決権の10分の1以上を有する会員は、会長に対し、総会の目的である事項及び召集の理由を示して、総会召集の請求をすることができる。

(権限)

第21条 総会は、次の事項を決議する。

(1) 会員の除名

(2) 理事及び監事の選任又は解任

(3) 規約の改正

(4) 毎事業年度の事業計画及び予算の承認

(5) 毎事業年度の事業報告及び決算の承認

(6) 解散

(7) 理事会において総会に付議した事項

(8) その他この規約に定める事項

(決議)

第22条 総会の決議は、この規約に別段の定めがある場合を除き、会員の過半数が出席し、出席した会員の過半数をもって決するものとし、可否同数の場合は議長の決するところによる。

2 前項の規定にかかわらず、次の決議は、総会員の議決権の3分の2以上に当たる多数をもって行う。

(1) 会員の除名

(2) 監事の解任

(3) 規約の改正

(4) 解散

3 第19条第3項の規定により書面により総会を開催した場合は、書面をもって

(総会)

第11条 総会は、会員によって構成し、原則として年1回開催する。ただし、会長が認めたときは必要に応じて臨時総会を開催することができる。総会を開催する暇がないとき、若しくは社会情勢により召集が困難と認めるとき、又は軽微な事案の場合には、書面により総会を行うこともできるものとする。

2 総会は、会長が召集し主宰する。

3 総会は、次の事項を審議し、決定する。

(1) 事業計画及び収支予算

(2) 事業報告及び収支決算

(3) 規約の改正

(4) その他協議会の運営に関する重要事項

(幹事会)

第12条 幹事会は、常任幹事及び幹事によって構成する。

2 幹事会は、常任幹事が召集し主宰する。

3 幹事会は、協議会の運営全般に係る次の事項について方向性を定め、その処理結果を総会に報告するものとする。

(1) 協議会の運営に関する事項

(2) スマートシティ推進に関する重要事項及び総合調整に関する事項

(3) 分科会の設置、改廃及び進捗管理に関する事項

(4) 分野間連携の方策検討に関する事項

(5) その他総会の議決を要しない事業の執行に関する事項

4 主宰者は、必要に応じて会員及び外部有識者に出席を求めることができる。

意思を表示したものは出席者とみなす。

第6章 理事会

(開催)

第23条 理事会は、次の各号のいずれかに該当するときに開催する。

- (1) 理事長が必要と認めたとき
 - (2) 理事長以外の理事から会議の目的である事項を記載した書面をもって理事長に召集の請求があったとき
 - (3) 前号の請求のあった日から5日以内に、その請求のあった日から2週間以内の日を理事会の日とする理事会の召集の通知が発せられない場合において、その請求をした理事が召集したとき
 - (4) 監事が必要と認めて理事長に召集の請求があったとき
 - (5) 前号の請求のあった日から5日以内に、その請求のあった日から2週間以内の日を理事会の日とする理事会の召集の通知が発せられない場合において、その請求をした監事が召集したとき
- 2 理事会を開催する暇がないとき、若しくは社会情勢により召集が困難と認める
とき、又は軽微な事案の場合には、書面により理事会を開催することができる。
- 3 理事会の議長は、理事長がこれに当たる。

(召集)

第24条 理事会は、理事長が召集する。ただし、前条第1項第3号により理事が召集する場合及び同項第5号により監事が召集する場合を除く。

- 2 理事長は、前条第1項第2号及び第4号に該当する場合は、その請求があった日から5日以内に、その請求があった日から2週間以内の日を理事会の日とする理事会の召集の通知を発しなければならない。

(権限)

第25条 理事会は、次の職務を行う。

- (1) 総会の日時及び場所並びに議事に付すべき事項の決定
- (2) 規則その他規程の制定、変更及び廃止に関する事項
- (3) 協議会の業務執行の決定
- (4) 理事の職務の執行の監督
- (5) 理事長の選任及び解職

第8章 会計

(事業年度)

第28条 協議会の事業年度は、毎年4月1日に始まり翌年3月31日に終わる。

(経費)

第29条 協議会の経費は、年会費、負担金及びその他の収入をもって充てる。

2 前項の負担金は、総会において事業の内容等を考慮し、応分の負担金額を決定する。

(事業計画及び収支予算)

第30条 協議会の事業計画書及び収支予算書は、毎事業年度の開始の前日までに、理事会の決議を経て、総会の承認を得なければならない。これを変更する場合も、同様とする。

2 前項の規定にかかわらず、当該事業年度の開始日から定時総会開催日までの予算は、理事会の決議により執行することができる。ただし、当該予算については、同項の収支予算に含め、定時総会の承認を得るものとする。

第9章 規約の変更、解散及び清算

(規約の変更)

第31条 この規約は、総会の決議によって変更することができる。

(解散)

第32条 協議会は、総会の決議により解散することができる。

(残余財産の帰属等)

第33条 協議会が清算する場合において有する残余財産は、総会の決議を経て、つくば市に贈与するものとする。

第10章 事務局

(事務局)

第34条 協議会の事務を処理するため、つくば市政策イノベーション部内に事務局を置く。

2 事務局は、原則としてつくば市の職員をもって構成する。

3 事務局は、事務局長、次長、次長補佐及び書記をもって構成し、会長が委嘱す

第5章 会計

(会計)

第16条 協議会が第3条で行う事業の経費は、負担金及びその他の収入をもって充てる。

2 前項の負担金は、総会において事業の内容等を考慮し、応分の負担金額を決定する。

3 協議会の会計年度は、毎年4月1日に始まり翌年の3月31日に終わる。

4 協議会の予算は、毎会計年度開始前に作成し、総会の承認を得なければならない。

5 前項の規定にかかわらず、総会の承認の前の収入支出については、予算成立の日まで前事業年度の予算に準じ、収入支出することができる。

6 前項の収入支出は、新たに成立した予算に基づくものとみなす。

第6章 その他

(事務局)

第17条 協議会の事務を処理するため、つくば市政策イノベーション部内に事務局を置く。

2 事務局は、原則としてつくば市の職員をもって構成する。

3 事務局には、事務局長、次長、次長補佐及び書記をもって構成し、会長が委嘱

<p>る。</p> <p>4 事務局長は、会長が任免する。</p> <p><u>第11章 その他</u> <u>(委任)</u></p> <p><u>第35条</u> この規約に定めるもののほか、<u>協議会の運営に関し必要な事項は、理事会の決議により別に定める。</u></p> <p><u>附 則</u> <u>この規約は、令和4年7月15日から施行する。ただし、第7条の規定は、令和5年4月1日に施行する。</u></p>	<p>する。</p> <p>4 事務局長は、会長が任免する。</p> <p><u>(解散)</u></p> <p><u>第18条</u> <u>協議会は、第2条の目的を達成したときは、総会の議決を経て解散する。</u></p> <p><u>(雑則)</u></p> <p><u>第19条</u> この規約に定めるもののほか、<u>必要な事項は会長が別に定める。</u></p>
--	--

つくばスマートシティ協議会 令和 3 年度事業報告書

令和 3 年度は、令和 2 年度に引き続き国土交通省のスマートシティモデル事業に当協議会の提案が採択され、主に移動分野に焦点を置いた実証事業を実施した。顔認証、パーソナルモビリティ、病院との連携（医療 M a a S）等の様々な実証実験を実施した。

また、つくば市の様々な課題を解決するとともに、都市の DX（デジタルトランスフォーメーション）の加速化を図っていくため、分野横断的に様々なデータの利活用を図るための情報連携システム基盤と、利用者との接点となるポータルアプリを整備した。

令和 4 年 4 月にはつくば市がスーパーシティ型国家戦略特別区域に区域指定された。今後、つくばスーパーサイエンスシティ構想の中で実装を目指す先端的サービスの実装に向けた取組等での当協議会との連携が期待される。

1 実証事業

(1) 令和元年度補正予算事業国土交通省スマートシティモデル事業

顔認証技術による公共交通バスの乗車と移動先サービスの統合に係る実証実験

【概要・目的】

つくばの研究機関をめぐる路線バス（つくばサイエンスツアーバス）において、顔認証技術によるバスの乗車と移動先の施設の入館を連動させるとともに、顔認証の度、あらかじめ登録した連絡先にメール通知を行う（見守り機能）実証実験を実施し、交通弱者等の移動負担の軽減や公共交通利用の促進、高齢者等の外出促進、見守り負担の軽減等への効果を検証する。

【実施内容】

- ・ 顔認証によるバスの乗降車
- ・ 顔認証によるバス乗車と移動先の施設入館との連動
- ・ 顔認証による昼食（レストラン）の割引
- ・ 顔認証による登録先への連絡通知（見守り機能）
- ・ アンケートによる顔認証技術の受容性の確認



顔認証によるバスの乗車体験



通勤バスを想定した降車時間測定

【実証実験で得られた成果・知見・課題】

技術面

- ・実証した技術に対し、体験者の8割以上が負担軽減を実感、サービスに対する満足度も高い
- ・ユニバーサルデザインを意識した機器設置の必要性
- ・自然な動きの中で対象者を絞った認証が必要

受容性効果

- ・顔認証技術の受容性や技術への期待感が高い
- ・セキュリティやプライバシーを心配する声が多い
- ・高齢者等だけでなく子育て支援の場面でも活躍に期待
- ・見守りメール配信の効果は非常に高い

課題

- ・更なる満足度向上につながるサービスとの連携
- ・サービス導入に向けた政策、費用に関する検討
- ・データ連携のための基盤システムの構築
- ・セキュリティ等に対する不安感の払しょく

【実施主体】

茨城県、つくば市、筑波大学、関東鉄道株式会社、株式会社常陽銀行、日本電気株式会社、一般社団法人茨城県科学技術振興財団

人の生理系とモビリティが一体化されたサイバニックモビリティの屋内外走行実験

【概要・目的】

交通移動弱者の安全な移動支援を目的としたサイバニックモビリティの屋内外走行実験に向けた課題を抽出する。また、スマートなまちづくりに向け、モビリティから得られた環境情報データの有用な活用手法検討に向けた知見を蓄積する。

【実施内容】

- ・搭乗者の生理的異常の検出機能、障害に対する減速停止機能を有するサイバニックモビリティの屋内外生活空間における走行実験
- ・サイバニックモビリティの走行実験時における環境情報や搭乗者のバイタル情報の収集
- ・走行実験は健常者を対象とし、CYBERDYNE株式会社から研究学園駅を經由し、イースつくば（ショッピングセンター）に至る徒歩10分程度の歩道、及び、CYBERDYNE社屋内（フロア、廊下、トイレ、室内）で実施



【実証実験で得られた成果・知見】

目標達成

- ・屋内外実生活空間で、障害検出、生理的異常の検出及び通知が正常に機能することが確認され、安全な移動支援技術としてのサイバニックモビリティの妥当性を確認できた。

持続可能性

- ・本実証実験で技術的な課題等が整理できたことを受け、今後は制度的な課題についても整理を進めていく。

役割体制

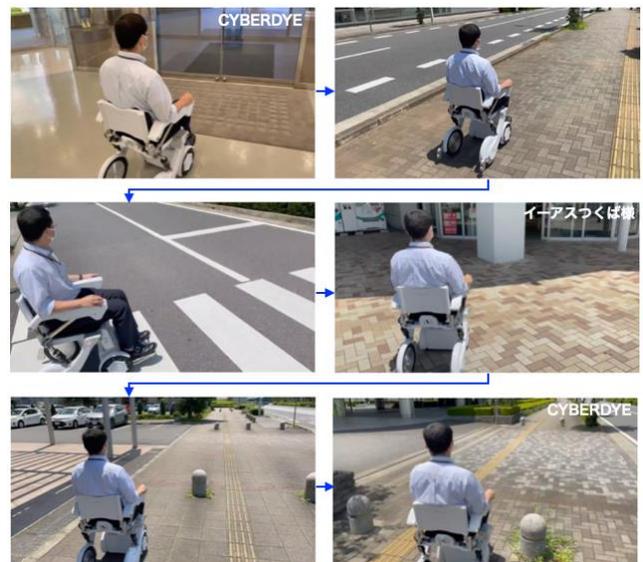
- ・技術的な課題について、本実験の実務担当組織が継続して担当していく。一方で、制度的な課題や保守に向けた体制等について今後整理を進めていく。

データ利活用

- ・実験で集取した IoH/IoT(Internet of Humans/Internet of Things)データから、危険な状況の検出・回避・予防に資する環境情報マップ等を作成可能であることが確認できた。



屋内走行実験の様子



屋外走行実験の様子

【実施主体】

CYBERDYNE株式会社

(2) 令和2年度国土交通省スマートシティモデル事業

人の移動を促進するスマート・コミュニティ・モビリティに係る実証実験

【概要・目的】

交通需要把握手法の有用性及び自動運転車とパーソナルモビリティ運用の有用性・安全性の確認を通して、「スマート・コミュニティ・モビリティ」サービス（各交通関連手法・技術が一体となった移動支援）の実装に向けた課題や今後の展望を整理

【実施内容】

- ・モバイル位置データ（GPS・基地局）及びバスのIC利用データを組み合わせた移動実態を分析（令和2年度実施内容）
- ・住宅地から目的地までを移動する自動運転車とラストワンマイルの移動手段として利用可能なパーソナルモビリティを一体的に運用（令和2年度実施内容）
- ・ラストワンマイルの移動手段であるパーソナルモビリティの安全性等に対する認識を確認



自動運転によるコミュニティ・モビリティ



パーソナルモビリティの安全性検証

【実証実験で得られた成果・知見・課題】

- ・モバイル位置データとバス IC データを組み合わせることで、バス交通空白地帯を明らかにすることが可能。今後、これらのデータを活用して PDCA を中・長期的に回していくことが必要
- ・自宅から病院までをモデルコースとし、「スマート・コミュニティ・モビリティ」サービスの利用者にアンケートを実施。現況技術の自動運転運行において、NPS 評価においては 75.0（100 から -100 のスコアリング）という高い評価が得られ、サービスの有用性を確認
- ・パーソナルモビリティとのすれ違いに対し、アンケート調査結果及び歩行者が 1～1.5m 程度の近距離ですれ違っていることから、つくば市はパーソナルモビリティに対する周囲歩行者理解が高いことを確認

【実施主体】

茨城県、つくば市、筑波大学、アイサンテクノロジー株式会社、関東鉄道株式会社、KDDI 株式会社、株式会社 KDDI 総合研究所、損害保険ジャパン株式会社、株式会社ティアフォー

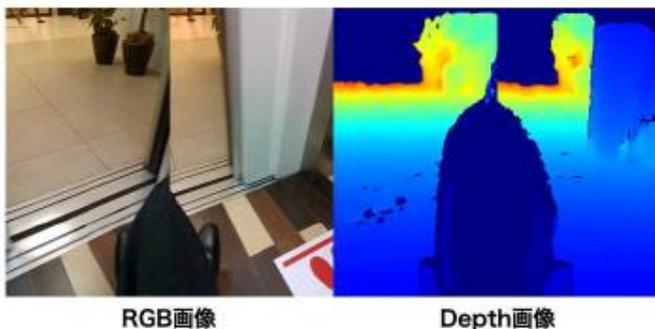
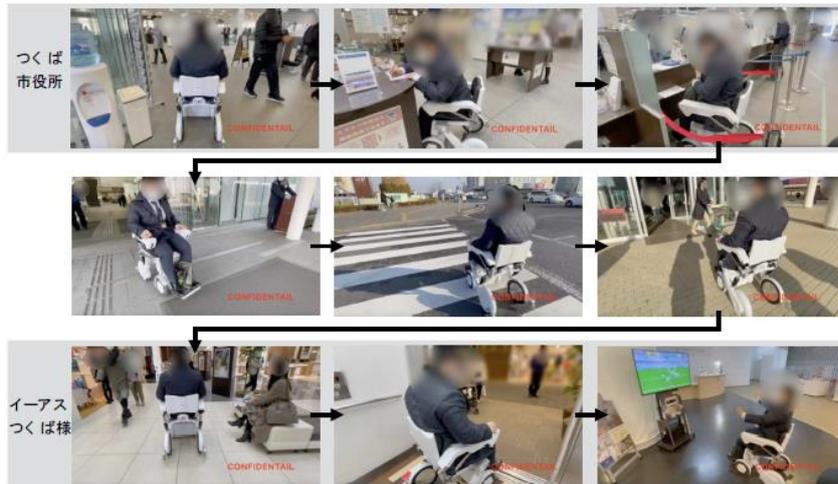
(3) 令和2年度補正予算事業国土交通省スマートシティモデル事業

【概要・目的】

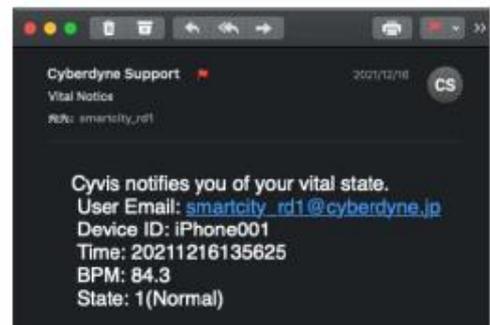
交通移動弱者の移動手段確保と外出促進実現のため、革新的な安全機能を有するサイバニックモビリティを準備し、屋内外走行実験を通して実際の市民生活に伴う移動を安全かつスムーズに支援可能であることを実証する。

【実施内容】

- 交通移動弱者の安全かつスマートな移動支援のため、革新的な安全機能を有するサイバニックモビリティの準備
- 屋内外生活空間における走行実験を実施し、市民生活に伴う移動を安全かつスムーズに支援可能か検証
- 走行実験時の搭乗者の生理情報と環境情報の収集



障害検出時のカメラ画像（エレベーター内）



生理状態の通知メール

【実証実験で得られた成果・知見】

目標達成

- ・実験により、市民生活を安全に移動支援できたため、交通移動弱者の移動制限解消と自立度向上に資するサイバニックモビリティの実現可能性を確認できた。

生理情報の見守りと安全な減速停止

- ・人の生理情報と一体化された当該サイバニックモビリティは、屋内外生活空間の走行中、搭乗者の生理情報を継続的かつ正常に計測できたため、パーソナルモビリティの搭乗者の生理状態を見守り、異常時にモビリティを安全に減速停止させる手法として期待できる。

環境情報マップ

- ・計測した地理情報と紐づいた環境情報から、音圧等の環境情報マップを得ることができた。音圧マップからは、賑わいのある場所の特定など、安全かつスマートな街づくりへの活用可能な知見の創出が期待できる。

【実施主体】

CYBERDYNE株式会社

(4) 令和3年度国土交通省スマートシティモデルプロジェクト

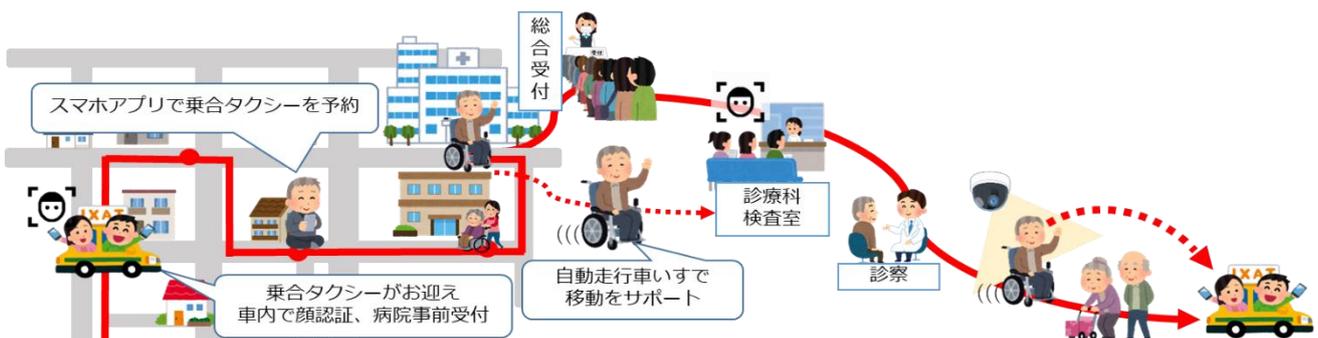
スマート・コミュニティ・モビリティ実証調査（つくば医療Maas）

【概要・目的】

高齢者や交通弱者を対象に、病院への通院という具体的なユースケースを用いて、病院を目的地とするAIオンデマンド乗合タクシーや、顔認証による病院受付自動運転パーソナルモビリティによる移動支援が、交通弱者の通院、受診の利便性向上とAIオンデマンド乗合タクシーの事業性の確認につながることを実証し、都市の課題解決につなげる。

【実施内容】

- ・Maasアプリやルート最適化AIの活用による病院行きオンデマンド乗合タクシー
- ・交通施策検討に向けた人流推定分析
- ・生体認証による病院の事前受付
- ・自動運転パーソナルモビリティによる診療科等への自動搬送及び防犯カメラ映像等を活用した人流解析による安全な走行ルートの決定



【実証実験で得られた成果・知見・課題】

得られた成果

- ・AI オンデマンド乗合タクシーの利便性への評価は高く、M a a Sアプリの高齢者に対する受容性も高いため、つくば市において実装できる可能性は高い。
- ・目的に応じたエリアや属性の設定により、交通政策に有効な情報が得られた。
- ・患者の顔認証への抵抗感は低く、医療従事者の顔認証への期待感は大きい。
- ・利用者の満足度が高く、医療従事者の負担軽減にもつながる。防犯カメラ画像からルートごとの混雑度の判断が可能。

実装に向けた課題

- ・全体を一連のサービスとして提供する「運営主体」が必要
- ・利便性をさらに向上させるための、データの規格化と連携
- ・AI オンデマンド乗合タクシーの持続可能なビジネスモデルの構築
- ・利便性を向上させたM a a Sアプリ（タクシー位置表示、支払い等）の開発
- ・屋外で使用するためのモビリティや、人流解析用カメラの改良
- ・すれ違いや、異なる階への移動が可能なモビリティの技術の開発



M a a Sアプリの画面例



タクシー車内での顔認証による病院受付



診療科受付での顔認証による本人確認

【実施主体】

茨城県、つくば市、筑波大学、WHILL株式会社、KDDI株式会社、株式会社KDDI総合研究所、日本電気株式会社、三菱電機株式会社

2 情報連携システム等基盤整備事業

(1) データ連携基盤整備プロジェクト

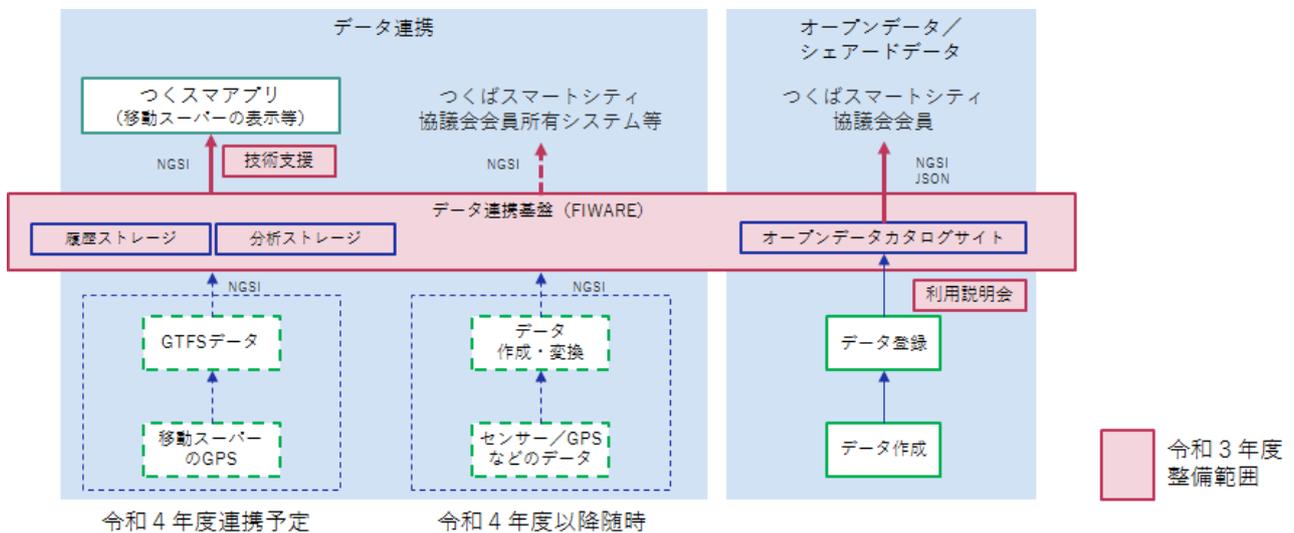
【概要】

「都市と郊外の二極化」による生活利便性の格差、「多文化共生の不備」による多様な住民への対応の不足、「都市力の低下」による社会の持続性低下やイノベーションが創出されない、といったつくば市の優先課題を解決するため、また、新型コロナウイルス感染症の感染拡大に伴う「新しい生活様式」への転換の観点から、感染症に対する対応として都市のDX（デジタルトランスフォーメーション）の加速化を図っていくため、先端的サービスを提供する必要がある。この先端的サービスを提供するために区域データの活用が必要となる場合において、先端的サービスを提供する主体の情報システムと、区域データを保有する主体の情報システムとのデータ流通、先端的サービス間もしくは地域をまたいだ主体との相互運用性および拡張容易性の確保のために情報連携システム基盤（データ連携基盤）を構築する。

【実施内容】

令和3年度は、データ連携機能及びオープンデータ等のカタログサイトの構築を実施した。（下図参照）

令和4年度以降は、移動スーパーの位置情報について、つくば市ポータルアプリ「つくスマ」との連携を予定している。その他、当協議会分科会で提案があったサービスに必要なデータとの連携を予定している。



【実施主体】

日本電気株式会社

(2) 多言語ポータルアプリ整備プロジェクト

【概要】

「都市と郊外の二極化」による生活利便性の格差、「多文化共生の不備」による多様な住民への対応の不足、「都市力の低下」による社会の持続性低下やイノベーションが創出されない、といったつくば市の課題を、都市機能の高度化のためのデジタル化により解決を図る。まずは、パーソナルプッシュ通知型のポータルアプリを実装、住民向けへのわかりやすい行政情報提供サービスを開始する。さらに、別プロジェクトで構築される情報連携システム基盤を介した複数分野間データ・システム連携へ発展させ、持続的に住民と地域の課題を解決する「誰一人取り残さない」「つくばスーパーサイエンスシティ構想」の実現への第一歩とする。

【実施内容】

つくば市民（市内在勤・在学者含む）を主な対象として各種情報を提供するスマートフォン向けアプリケーション「つくスマ」を開発し、令和4年4月11日に配信を開始した。本アプリは、居住地域や年代、家族構成、受け取りたい情報の種類等を登録すると、その設定条件に応じた情報がプッシュ配信されるほか、各種行政手続や地図情報等を簡便に探すことができる。また、国際性・多様性を有するつくば市の特性を踏まえ、多言語表示にも対応している。また、アプリで発信する行政手続の棚卸、整理を実施した。



【実施主体】

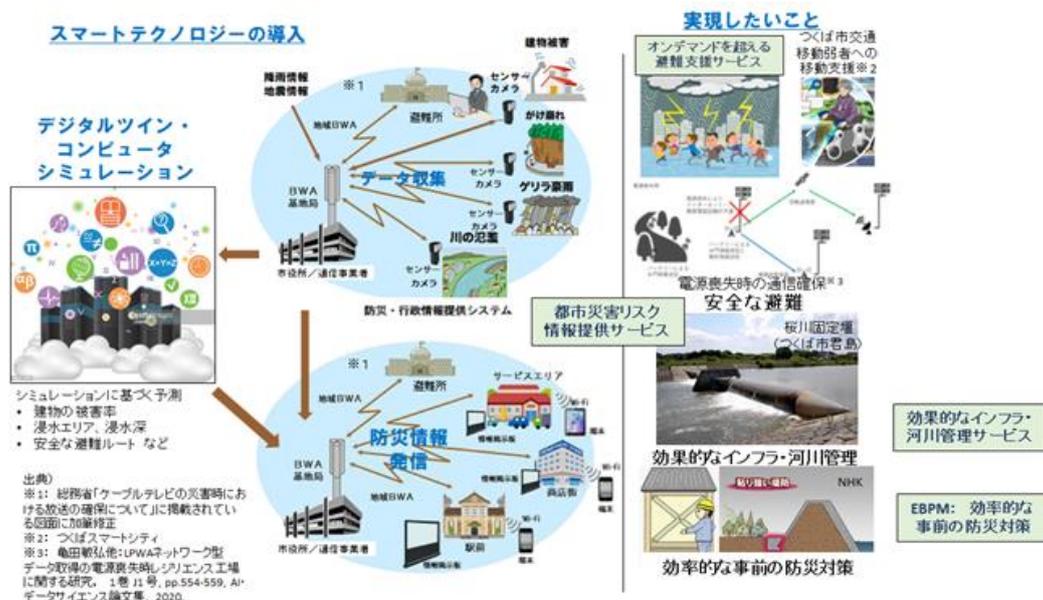
凸版印刷株式会社、株式会社アスコエパートナーズ

(3) 都市のデジタルツインと都市災害リスク評価に関する予備的な調査研究

【概要】

本事業は、つくば市中心市街地を対象として、「都市のデジタルツインと都市災害リスク評価」に関わる予備的な調査研究として、「都市モデルを用いた都市災害リスク評価」、「都市のデジタルツイン整備に関わる調査」の検討を実施する。

これらの検討を踏まえ、今後、つくば市における都市災害リスク評価分野の先端サービスの検討を推進する際に不可欠の要素となるデータ連携に注目しながら、次年度以降のデジタルツイン整備（主に地盤、建物、インフラ等を対象）の方策を提言する。



つくば都市災害リスク評価の将来像

【実施内容】

- ・地盤、ボーリング柱状図の収集、電子化
- ・地盤モデルの検討
- ・建物データの収集、統合地震シミュレータを用いた地盤・建物の地震災害リスク評価の試行
- ・デジタルツイン整備に関連する動向調査

【今後必要と考えられる主な取組】

- ・都市のデジタルツイン（都市モデル）整備の促進
- ・加速度、水位等の都市災害リスクのモニタリング、並びに各種データのデータ連携基盤との連携の促進
- ・数値シミュレーションとモニタリング結果の同化、都市モデル、数値解析モデルの高度化
- ・行政、市民の防災対応、災害リスクを鑑みたインフラ管理の高度化、効率的な事前防災対策の促進

【実施主体】

筑波大学、産業技術総合研究所、鹿島建設株式会社

3 分科会の開催

つくば市が抱える地域課題の解決や茨城県をけん引する都市づくりを実現するために、スマートシティ／スーパーシティ化の取組を個別分野単位で検討し、内閣府「スーパーシティ構想」など政府スマートシティ関連事業への採択も見据えたプロジェクトの具体化を図る目的で5つの分野について分科会を設置した。

(1) モビリティ分科会

調査検討事項	モビリティ分野のスマートシティ化
目標	<u>自分のライフスタイルに合わせてストレス無く移動できるまち</u> 個人と公共の枠を超え、自分のライフスタイルに合わせて組み合わせられる交通システムにより、誰もがストレス無く移動
開催実績	・ 第10回（令和3年4月5日） ・ 第14回（11月8日） ・ 第11回（5月10日） ・ 第15回（令和4年2月21日） ・ 第12回（7月12日） ※全日程、オンライン会議で開催 ・ 第13回（9月6日）

(2) インフラ・都市デザイン分科会

調査検討事項	インフラ・都市デザイン分野のスマートシティ化
目標	<u>研究学園都市のインフラをいかした魅力的で安心・安全なまち</u> インフラの予防的・計画的な維持管理、才能ある人材や成長力のある企業が集まるイノベーション拠点の形成など、安心・安全かつ活気があるまちの構築
開催実績	・ 第9回（令和3年5月25日） ・ 第11回（令和4年3月14日） ・ 第10回（8月25日） ※全日程、オンライン会議で開催

(3) 医療福祉介護分科会

調査検討事項	医療福祉介護分野のスマートシティ化
目標	<u>生涯いきいきと暮らせる人生100年時代が実現できるまち</u> 健康・医療・介護データや先端医療技術の利活用により、一人一人が生涯いきいきと暮らせる人生100年時代が実現するまちの構築
開催実績	・ 第10回（令和3年4月23日） ・ 第14回（7月30日） ・ 第11回（5月14日） ・ 第15回（10月1日） ・ 第12回（5月28日） ※全日程、オンライン会議で開催 ・ 第13回（6月18日）

(4) 行政サービス分科会

調査検討事項	行政サービス分野のスマートシティ化
目標	<u>外国人も移住者も多様な人々が快適に過ごせるまち</u> 住民属性に応じた必要な行政情報が提供されるとともに、住民が行政に参加しやすい、行政サービスを利用しやすい環境の整備
開催実績	・ 第7回（令和4年1月28日） ※オンライン会議で開催

(5) データ連携基盤分科会

調査検討事項	データ連携基盤
目標	企業や自治体など様々な主体が持つデータを共有・加工して、複数の分野のサービス間で利用できるようにするためのシステムの整備
開催実績	・ 第5回（令和3年6月25日） ※全日程、オンライン会議で開催 ・ 第6回（11月15日）

4 スーパーシティ型国家戦略特別区域の指定

令和4年3月4日に開催された第3回スーパーシティ型国家戦略特別区域の区域指定に関する専門調査会において、つくば市をスーパーシティ型国家戦略特別区域として区域指定することが原案として了承された（令和4年4月12日開催の閣議において区域指定が正式決定）。つくば市は、スーパーシティ型国家戦略特別区域の指定により、大胆な規制緩和が可能となり、生活全般にまたがるさまざまな分野の先端的な技術・サービスを提供できるようにしていくことで、市民にとってより快適で便利な生活を送ることができる社会の実現を目指すこととしている。

当協議会では、令和2年度からつくば市が抱える課題（つくば市の優先課題）の導出を分科会において検討し、「都市と郊外の二極化」、「多文化共生の不備」、「都市力の低下」の3つの課題を協議会で優先的に解決を図りたい問題として設定した。つくば市が提案した「つくばスーパーサイエンスシティ構想」においても、この3つの優先課題の解決を手段として、各先端的サービスの実装を図ることとしており、今後も先端的サービスの実装に向けた取組等での当協議会との連携が期待される。

つくば市の優先課題	<u>都市と郊外の二極化</u> ✓ 生活に必要な諸機能が自動車による移動を前提に偏在・分散しているため、郊外に住む高齢者等の交通弱者にとって不便な都市構造となっており、つくばエクスプレス沿線開発による都市部と郊外の利便性の二極化が顕著である。
	<u>多文化共生の不備</u> ✓ 筑波研究学園都市を中心に学生、外国人研究者等、人種、年代、言語、文化、宗教等の属性や、それによるライフスタイルが異なる市民が増加している。これは歓迎すべき事である一方、行政のリソースに限られる中で多様な市民のニーズを的確に把握し、行政サービスを効率化する事が急務である。
	<u>都市力の低下</u> ✓ これまで市内に集積する豊富な研究活動のP o C（Proof of Concept）を推進してきたが、シーズオリエンテッドであった事や、既存法令の規制、技術移転先企業の不在等の理由により、社会実装に繋がった事例が限定的であった。 ✓ 半世紀を迎える研究学園都市において、維持管理、防災面から施設の管理・一元化を踏まえた持続的な研究学園に発展させる必要がある。大学・国立研究開発法人、市の施設群を対象としたつくば・スマートキャンパスモデルを構築し、人々と施設群のインフラ・アセットマネジメントを実現する。従来の考え方、枠組み、方法等にとらわれない発想により解決策を見出し、地域社会の持続可能性を獲得する事が重要である。

5 会員の入会状況

新たに 29 機関が入会、1 機関が退会し、75 機関となった。

6 協議会の運営に関する事項

つくばスマートシティ協議会の事業全体の企画立案、計画の策定、執行のために会議等を開催した。

(1) 総会

令和2年6月28日 令和3年度定時総会（書面審議）

- ・ 第1号議案 令和2年度事業報告について
- ・ 第2号議案 令和2年度収支決算について
- ・ 第3号議案 令和3年度事業計画（案）について
- ・ 第4号議案 令和3年度収支予算（案）について

9月2日 第1回臨時総会（書面審議）

- ・ 第1号議案 情報連携システム基盤等整備事業（多言語ポータルアプリ整備プロジェクト）の実施について

12月22日 第2回臨時総会（書面審議）

- ・ 第1号議案 令和3年度事業計画の変更について
- ・ 第2号議案 令和3年度収支予算の変更について
- ・ 第3号議案 情報連携システム基盤等整備事業（データ連携基盤整備プロジェクト）の実施について

(2) 幹事会 ※全日程、オンライン会議で開催

令和3年6月18日 第1回幹事会

10月13日 第2回幹事会

11月29日 第3回幹事会

令和4年1月17日 第4回幹事会

令和3年度一般会計決算

1. 収入の部

単位:円

科目	予算額(A)	決算額(B)	比較増減(B)-(A)	備考
事業費収入	38,387,997	38,387,997	0	国土交通省スマートシティモデル事業 9,999,000円(令和元年度補正) 8,899,999円(令和2年度) 4,499,000円(令和2年度補正) 14,989,998円(令和3年度)
事業費負担金	8,350,000	8,350,000	0	令和3年度スマートシティモデルプロジェクト地域負担金 3,000,000円(茨城県) 3,000,000円(つくば市) 2,350,000円(筑波大学)
前年度繰越金	10,550,052	10,550,052	0	
雑収入	0	105	105	銀行利息
合計	57,288,049	57,288,154	105	

2. 支出の部

科目	予算額(A)	決算額(B)	比較増減(B)-(A)	備考
事業費	57,102,540	57,102,540	0	令和元年度補正予算事業国土交通省スマートシティモデル事業 9,999,000円 令和2年度国土交通省スマートシティモデル事業 19,431,500円 令和2年度補正予算事業国土交通省スマートシティモデル事業 4,499,000円 令和3年度国土交通省スマートシティモデルプロジェクト 23,173,040円
事務費	185,509	170,314	▲ 15,195	印刷製本 110,464円 収入印紙 42,400円 振込手数料 13,090円 通信費等 4,360円
合計	57,288,049	57,272,854	▲ 15,195	

	収入計	支出計	差引	備考
収支	57,288,154	57,272,854	15,300	差額を令和4年度へ繰越

年月日	科目	適用	収入・支出先	収入				支出			預金残高	備考
				事業費収入	事業費負担金	前年度繰越金	雑収入	合計	事業費	事務費		
令和3年4月1日	前年度繰越金					10,550,052		10,550,052			10,550,052	
令和3年4月8日	事務費	事務	つくば市国際交流協会						200	200	10,549,852	収入印紙
令和3年6月14日	事務費	事務	日本郵便株式会社						1,360	1,360	10,548,492	レターパック、切手
令和3年8月23日	事務費	事務	株式会社常陽銀行				105	105			10,548,597	利息
令和3年10月7日	事業費	事務	つくば市国際交流協会						2,000	2,000	10,546,597	収入印紙
令和3年10月15日	事業費	R2モデル	国土交通省	8,899,999				8,899,999			19,446,596	R2事業
令和3年10月22日	事業費	R1補正モデル	国土交通省	9,999,000				9,999,000			29,445,596	R1補正事業
令和3年12月10日	事業費	R1補正モデル	CYBERDYNE株式会社						4,999,500	4,999,500	24,446,096	R1補正事業
令和3年12月10日	事務費	事務	株式会社常陽銀行						880	880	24,445,216	振込手数料
令和3年12月14日	事業費	R1補正モデル	NECソリューションイノベーター株式会社						4,504,500	4,504,500	19,940,716	R1補正事業
令和3年12月14日	事務費	事務	株式会社常陽銀行						880	880	19,939,836	振込手数料
令和4年1月12日	事務費	事務	小田地域まちづくり振興会						3,000	3,000	19,936,836	小田小交流プラザ利用料
令和4年1月26日	事務費	事務	日本郵便株式会社						20,000	20,000	19,916,836	収入印紙
令和4年1月27日	事業費	R1補正モデル	一般財団法人茨城県科学技術振興財団						495,000	495,000	19,421,836	R1補正事業
令和4年1月27日	事務費	事務	株式会社常陽銀行						550	550	19,421,286	振込手数料
令和4年2月24日	事業費	負担金	茨城県		3,000,000			3,000,000			22,421,286	事業費負担金
令和4年2月25日	事業費	負担金	筑波大学		2,350,000			2,350,000			24,771,286	事業費負担金
令和4年3月2日	事業費	負担金	つくば市		3,000,000			3,000,000			27,771,286	事業費負担金
令和4年3月2日	事務費	事務	日本郵便株式会社						20,000	20,000	27,751,286	収入印紙
令和4年3月2日	事務費	事務	立替払い(茨城県科学技術振興財団)						73,164	73,164	27,678,122	R3事業消耗品
令和4年3月2日	事務費	事務	株式会社常陽銀行						550	550	27,677,572	振込手数料
令和4年3月30日	事務費	事務	つくば市国際交流協会						200	200	27,677,372	収入印紙
令和4年3月30日	事業費	R2モデル	KDDI株式会社						19,431,500	19,431,500	8,245,872	R2事業費
令和4年3月30日	事務費	事務	株式会社常陽銀行						880	880	8,244,992	振込手数料
令和4年3月31日	事務費	事務	立替払い(茨城県科学技術振興財団)						37,300	37,300	8,207,692	R3事業製本代
令和4年3月31日	事務費	事務	株式会社常陽銀行						550	550	8,207,142	振込手数料
令和4年4月21日	事業費	R3モデル	国土交通省	14,989,998				14,989,998			23,197,140	R3事業
令和4年4月21日	事業費負担金	R2補正モデル	国土交通省	4,499,000				4,499,000			27,696,140	R2補正事業
令和4年4月26日	事務費	事務	株式会社常陽銀行						880	880	27,695,260	振込手数料(特別会計事業)
令和4年4月26日	事務費	事務	株式会社常陽銀行						880	880	27,694,380	振込手数料(特別会計事業)
令和4年4月26日	事務費	事務	株式会社常陽銀行						880	880	27,693,500	振込手数料(特別会計事業)
令和4年4月26日	事務費	事務	株式会社常陽銀行						880	880	27,692,620	振込手数料(特別会計事業)
令和4年5月11日	事業費	R3モデル	株式会社KDDI総合研究所						5,940,000	5,940,000	21,752,620	R3事業
令和4年5月11日	事務費	事務	株式会社常陽銀行						880	880	21,751,740	振込手数料
令和4年5月11日	事業費	R3モデル	日本電気株式会社						7,227,000	7,227,000	14,524,740	R3事業
令和4年5月11日	事務費	事務	株式会社常陽銀行						880	880	14,523,860	振込手数料
令和4年5月11日	事業費	R3モデル	WHILL株式会社						1,595,000	1,595,000	12,928,860	R3事業
令和4年5月11日	事務費	事務	株式会社常陽銀行						880	880	12,927,980	振込手数料
令和4年5月11日	事業費	R2補正モデル	CYBERDYNE株式会社						4,499,000	4,499,000	8,428,980	R2補正事業
令和4年5月11日	事務費	事務	株式会社常陽銀行						880	880	8,428,100	振込手数料
令和4年5月11日	事業費	R3モデル	三菱電機株式会社						3,740,000	3,740,000	4,688,100	R3事業
令和4年5月11日	事務費	事務	株式会社常陽銀行						880	880	4,687,220	振込手数料
令和4年5月26日	事業費	R3モデル	KDDI株式会社						4,671,040	4,671,040	16,180	R3事業
令和4年5月26日	事務費	事務	株式会社常陽銀行						880	880	15,300	振込手数料
計				38,387,997	8,350,000	10,550,052	105	57,288,154	57,102,540	170,314	57,272,854	15,300

令和3年度特別会計決算

1. 収入の部

単位:円

科目	予算額(A)	決算額(B)	比較増減(B)-(A)	備考
前年度繰越金	50,000,000	50,000,000	0	令和2年度からの繰越金
合計	50,000,000	50,000,000	0	

2. 支出の部

科目	予算額(A)	決算額(B)	比較増減(B)-(A)	備考
事業費	50,000,000	50,000,000	0	データ連携基盤整備プロジェクト 30,877,000円 多言語ポータルアプリ整備プロジェクト 16,000,000円 都市のデジタルツインと都市災害リ スク評価に関する予備的な調査研究 3,123,000円
合計	50,000,000	50,000,000	0	

	収入計	支出計	差引	備考
収支	50,000,000	50,000,000	0	

令和3年度特別会計主帳簿

年月日	科目	適用	収入・支出先	収入		支出		預金残高	備考
				前年度繰越金	合計	事業費	合計		
令和3年4月1日	前年度繰越金			50,000,000	50,000,000			50,000,000	
令和4年4月26日	事業費	情報連携システム	日本電気株式会社			30,877,000	30,877,000	19,123,000	データ連携基盤整備
令和4年4月26日	事業費	情報連携システム	株式会社アスコエ パートナーズ			5,500,000	5,500,000	13,623,000	多言語ポータル アプリ整備
令和4年4月26日	事業費	情報連携システム	鹿島建設株式会社			3,123,000	3,123,000	10,500,000	都市災害リスク 評価
令和4年4月26日	事業費	情報連携システム	凸版印刷株式会社			10,500,000	10,500,000	0	多言語ポータル アプリ整備
計				50,000,000	50,000,000	50,000,000	50,000,000	0	

監 査 報 告 書

つくばスマートシティ協議会規約第10条第4項の規定に基づき、令和3年度の業務及び会計について監査したところ、適正に処理されているものと認めます。

令和 4 年 6 月 15 日

つくばスマートシティ協議会

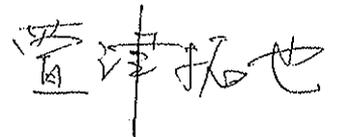
会 長 大 井 川 和 彦 様

会 長 五 十 嵐 立 青 様

監 事

株式会社常陽銀行

コンサルティング営業部 担当部長



令和 4 年度 事業計画（案）

1 活動方針

本協議会の目的達成のため、次のとおり活動を展開する。

- (1) つくばスマートシティの実現に向けて、社会実装を見据えた実証実験等の取組を実施する。
- (2) 分野横断的に様々なデータの利活用を図るための情報連携システム基盤の運用管理を実施する。
- (3) つくばスーパーサイエンスシティ構想の実現に寄与するため、先端的サービスの実装に向けた取組や検討、大胆な規制改革や新たなルール、制度設計に向けた検討を実施する。
- (4) つくばスマートシティ、つくばスーパーサイエンスシティ構想の実現に向けて、必要な取組に対して会員機関が相互に知見を出し合い、協力、連携する。

2 事業計画

(1) 実証事業

つくばスマートシティの実現に向けて、社会実装を見据えた実証実験等の取組を実施するため、政府スマートシティ関連事業等を活用する。

① 令和 3 年度補正予算事業国土交通省スマートシティ実装化支援事業

移動に課題を感じている高齢者を対象として、日常生活における特徴的なシーンごとにサイバニックモビリティの試用を実施する。安全機能への安心感等に関するアンケートや搭乗者の生理情報や周辺環境情報等の計測データから安全に移動支援できていたかを検証することで、実際の日常生活の一部において安心・安全な屋内外移動が可能となることを実証する。

(2) 情報連携システム基盤運用管理

オープンデータやモビリティの位置情報等の各種データとつくば市の課題解決に資する先端的サービスを連携させる情報連携システム基盤の運用管理を実施する。

(3) 協議会運営

① 分科会の開催

つくば市が抱える地域課題の解決や茨城県をけん引する都市づくりを実現するスマートシティプロジェクトの具体化を図るととともに、つくばスーパーサイエンスシティ構想の先端的サービスの実装に向けた検討、大胆な規制改革や新たなルール、制度設計に向けた検討を実施する。

② 情報収集・共有

他地域におけるスマートシティの動向、スマートシティ化に資する最新技術など、会員間での情報収集・共有を図る。

(4) その他

その他本協議会の目的達成に必要な事業を実施する。

令和4年度 つくばスマートシティ協議会 収支予算(案)

1. 収入の部

(単位:円)

科目	予算額	備考
事業費収入	4,000,000	令和3年度補正予算事業国土交通省スマートシティ実装化支援事業(補助金) 4,000,000円
事業費負担金収入	15,077,600	令和3年度補正予算事業国土交通省スマートシティ実装化支援事業地域負担金(CYBERDYNE株式会社) 4,015,000円 情報連携システム基盤運用管理費(つくば市) 10,962,600円 事務局運営に係る負担金(つくば市) 100,000円
前年度繰越金	15,300	
合計	19,092,900	

2. 支出の部

科目	予算額	備考
事業費	18,977,600	令和3年度補正予算事業国土交通省スマートシティ実装化支援事業(CYBERDYNE株式会社) 8,015,000円 情報連携システム基盤運用管理業務(日本電気株式会社) 10,962,600円
事務費	115,300	事務用消耗品、収入印紙、切手等購入費、振込手数料
合計	19,092,900	

理事及び監事の選任について

規約第15条の規定により、下記の者を理事及び監事に選任することについて審議願います。

記

理事 薄井 秀雄（茨城県）

理事 森 祐介（つくば市）

理事 鈴木 健嗣（国立大学法人筑波大学）

監事 萱津 拓也（株式会社常陽銀行）